

1. 交付対象者について

Q 1	県内の障がい者支援施設は対象となりますか？
A 1	対象は介護保険法の適用を受ける介護サービス事業者に限られます。

2. 補助額等について

Q 1	契約の時期はいつになりますか？
A 1	手続きの順序として、交付申請をし、県からの交付決定通知を受けた後で、契約及び引渡しとなります。なお、補助金交付決定前の購入又はレンタル、リース契約を締結したものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q 2	レンタル・リースの場合の補助額はいくらですか？
A 2	当該年度（平成 29 年 3 月末まで）のレンタル・リース料を基本額とし、その 2 分の 1（限度額 10 万円）になります。

3. 提出書類について

Q 1	申請書に記載すべき補助事業者の名義はどうすればいいですか？
A 1	<ul style="list-style-type: none">・上から、法人の住所、法人の名称、施設名、法人の代表者の氏名と順に記載して下さい。・申請意思の確認の為、必ず代表印を押印して下さい。・施設長などの業務担当者は、申請書の右下の問い合わせ先として記載して下さい。

Q 2	調書に記載すべき事業費は、受信・制御機器として使用するパソコン・タブレットなどは含まれますか？
A 2	事業費には、機器の稼働に不可欠の、すなわち専用の受信・制御機器であれば含まれますが、汎用性のあるパソコン・タブレットは他に転用可能な為、含まれません。

Q 3	調書に記載すべき事業費は、複数のセンサー機器に共通する通信機器がある場合、その費用は、どのように記載すべきですか？
A 3	共通する通信機器は、1 台目のセンサー機器に合算して記載し、2 台目以降のセンサー機器を増設分として記載して下さい。

Q 4	事業計画書には何を記載すべきですか？
A 4	本件の補助金の趣旨は、「介護業務の負担軽減及び効率化」であるため、これに則して導入効果等を記載して下さい。

Q 5	添付書類のうち、役員氏名一覧表は、何の為に提出するのですか？
A 5	<ul style="list-style-type: none">・要綱第 6 条記載の神奈川県暴力団排除条例に基づく手続きの一環で、補助事業者が暴力団関係者でないことを確認する為に提出して頂きます。・同意意思の確認の為、必ず代表印を押印して下さい。